

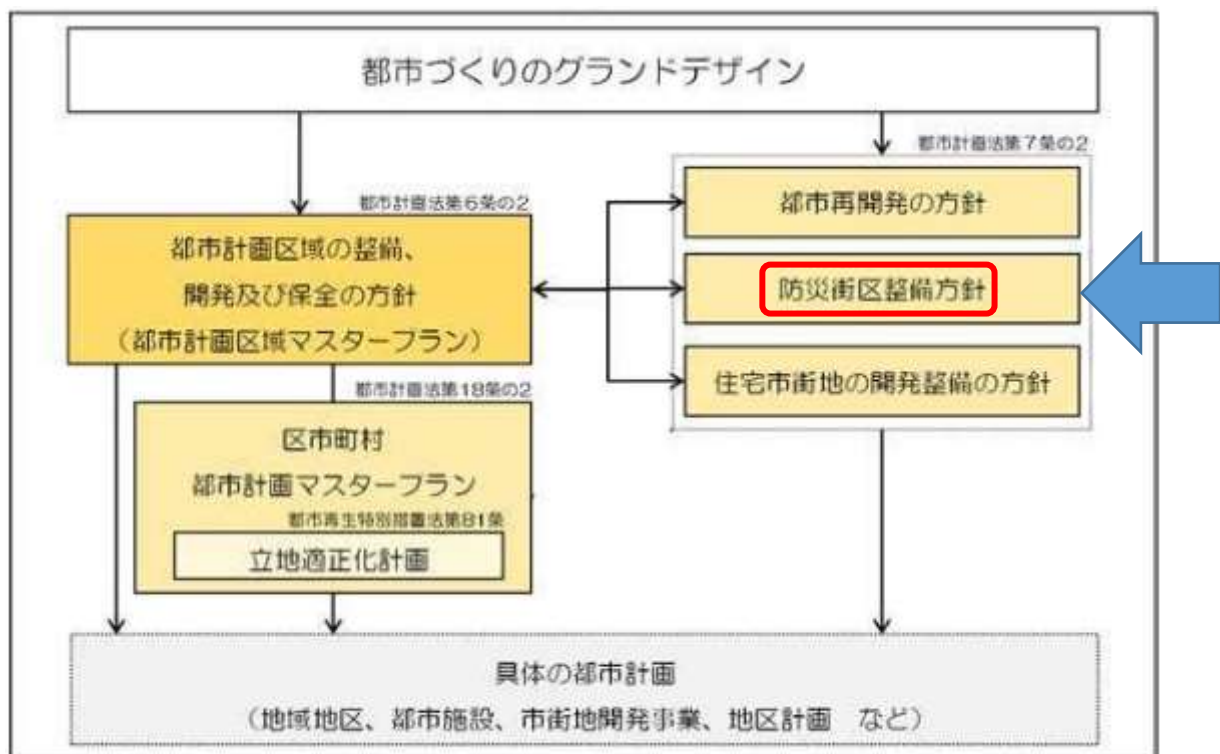
令和4年3月30日

豊都計審諮問第123号 資料第1号

防災街区整備方針の都市計画変更の意見照会について

1. 概要

- (1) 防災街区整備方針は、都道府県が、密集市街地整備法第3条第1項に基づき、震災時の大規模な被害が想定される木造住宅密集地域について、防災機能の確保と土地の合理的かつ健全な利用が図られる防災街区の整備を促進し、安全で安心して住めるまちとして再生を図ることを目的として定める都市計画である。
- (2) このたび、東京都より、前回、平成26年に都市計画決定した防災街区整備方針を変更するため、都市計画法第18条に基づき、区へ意見照会があった。
(別紙、参考資料第1号。)



2. 変更点

- (1) 豊. 1 → 東池袋四・五丁目地区に、造幣局跡地を加えて、区域拡大。
- (2) 豊. 3 → 長崎・南長崎地区に、補助26号線沿道の隅切り部を加えて、区域拡大。
- (3) 豊. 5 → 雑司が谷・南池袋地区に、都市計画墓園範囲に合わせて、区域拡大。
- (4) 全地区 → 各事業の進捗・実施状況に合わせて文言を修正。
(別紙、参考資料第2号。)

3. スケジュール（都市計画法の手続き）

<令和2年度>

- 5月 東京都から変更原案資料の作成依頼。（法第15条の2）【都→区】
- 11月 豊島区都市計画審議会報告を経て、変更原案資料を都へ回答。【区→都】

<令和3年度>

- 8月 東京都から都市計画公聴会に関する変更原案の縦覧依頼。
(法第16条) 【都→区】※豊島区に関する意見なし
- 9月 変更原案の縦覧、公聴会・公述申出の周知。【区】
- 10月 公聴会。※公述の申出がなかったため中止。【都】
- 2月 東京都から変更案の縦覧依頼。（法第17条）【都→区】
変更案の縦覧。【区】※豊島区に関する意見なし
東京都から変更案の意見照会。（法第18条）【都→区】
- 3月 第197回豊島区都市計画審議会にて諮問。【区】

<令和4年度>

- 4月予定 第197回豊島区都市計画審議会の諮問を踏まえ、都へ回答。【区→都】
- 5月予定 東京都都市計画審議会に付議。【都】
- 6月以降 都市計画変更決定の告示。【都】